東京大学情報システム緊急対応チーム（UTokyo-CERT）規則

平成１８年３月３０日
役員会議決
東大規則第１３１号
沿革

（目的）

第１条　この規則は、東京大学（以下「本学」という。）における情報システムに関する情報セキュリティ事案への対応を行うために、必要な事項を定めることを目的とする。

（担当）

第２条　本学の情報システムに関わる情報セキュリティにおける事案への対応については、東京大学における情報セキュリティに関する基本規則（令和６年３月２１日東大規則第９３号）第２条第１項に規定する最高情報セキュリティ責任者（以下「CISO」という。）が担当する。

（組織）

第３条　本学の情報システムに関わる情報セキュリティにおける事案への対応を行うため、CISO のもとに東京大学情報システム緊急対応チーム（以下「UTokyo-CERT」という。）を置く。

２　UTokyo-CERT は、専門的知識を有する統括責任者及び委員をもって組織する。

（統括責任者）

第４条　統括責任者は、総長が指名する。

２　情報システムに関する情報セキュリティ事案への対応に係る権限については、CISO より統括責任者に委譲する。

３　統括責任者に事故があるときは、統括責任者があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

（委員）

第５条　委員は、次の各号に掲げる者に総長が委嘱する。

(1)　情報セキュリティに関する専門的知識を有する本学の教職員　若干名

(2)　その他 CISO が必要と認める本学の教職員　若干名

２　前項第１号の委員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

３　第１項第１号の委員が任期途中で交代した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

４　第１項第１号の委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱されるまでは引き続きその職務を行うものとする。

（部局 CERT）

第６条　部局（東京大学基本組織規則第３章及び第４章に定める組織並びに教育学部附属中等教育学校、東京大学病院及び医科学研究所附属病院をいう。以下同じ。）に、情報

システムに関わる情報セキュリティにおける事案への対応を行うため、情報システム緊急対応チーム（以下「部局 CERT」という。）を置くものとする。

（任務）

第７条　UTokyo-CERT は、本学の役員・教職員、学生・研究生、聴講生その他本学保有の情報システムに対するアクセスを認められている者が、保有し、又は使用する情報システムに関し、部局 CERT と連携しながら、次に掲げる事項を行う。

(1)　部局の情報システムに緊急に対応することを要する情報セキュリティ事案が発生した時に、当該情報システムの強制的な遮断・隔離の措置を行うこと。

(2)　不正アクセス等に対する予防策について、部局が行う利用者への情報提供と予防策の実施の指導に対する支援に関すること。

(3)　情報セキュリティに関連する学外との連絡窓口業務

(4)　その他、全学的情報セキュリティ問題の調整等に関すること。

２　UTokyo-CERT は、前項の事項を行うに当たり、CISO 及び関係部局の許可を得て、学内外の関係機関の協力を得ることができる。その際、当該機関が職務上知り得た秘密を漏らさないことを確認した上で、当該情報セキュリティ事案に関する必要最小限度の情報を提供することができる。

３　UTokyo-CERT は、重大な情報セキュリティ事案が発生したときには、部局 CERT の実施する原因究明及び再発防止対策に協力するとともに、事実経過を遅滞なく CISO 及び東京大学における情報システムの運営に関する基本規則（平成２２年５月２７日東大規則第６号）第３条第１項に規定する最高情報責任者（CIO）に報告しなければならない。

（守秘義務）

第８条　統括責任者及び委員は、任期中及び任期後において、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

（事務）

第９条　UTokyo-CERT に関する事務は、本部情報環境課において行う。

附　則

この規則は、平成１８年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成１９年７月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２４年７月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２７年３月２６日から施行する。

附　則

この規則は、令和元年５月３０日から施行する。

附　則

この規則は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和８年１０月１日から施行する。

沿革

東京大学情報システム緊急対応チーム（UTokyo-CERT）規則

体系情報

□第６編 設備及び附属施設の管理・使用

沿革情報

◆平成１８年０３月３０日　役員会議決
◇平成１９年０７月０１日
◇平成２２年０３月３０日
◇平成２３年０３月２８日
◇平成２４年０６月２８日
◇平成２７年０３月２６日
◇令和　元年０５月３０日
◇令和０６年０３月２１日
◇令和０８年０９月１５日